

## 災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

このたびの災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被害を受けられた契約者さまに、下記のとおり特別のお取り扱いをさせていただきます。

## 記

## 1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、被災によりお払い込みが困難な場合、お申し出により保険料のお払い込みを猶予する期間を最長 6 ヶ月まで延長させていただきます。

## 2. 保険金・給付金・契約者貸付・社員配当金のお支払いについて

お申し出により、お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易迅速なお取り扱いをさせていただきます。

※災害救助法の適用状況（内閣府発表）とお手続きに関する問い合わせ窓口

災害救助法 適用市町村	法適用日	適用事由	問い合わせ窓口 受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝日・12/30～1/3を除く)
<b>【北海道】</b> 帯広市（おびひろし） 空知郡南富良野町 （そらちぐんみなみふらのちょう） 河東郡音更町 （かとうぐんおとふけちょう） 河東郡士幌町 （かとうぐんしほろちょう） 河東郡上士幌町 （かとうぐんかみしほろちょう） 河東郡鹿追町 （かとうぐんしかおいちょう） 上川郡新得町 （かみかわぐんしんとくちょう） 上川郡清水町（かみかわぐんしみ ずちょう） 河西郡芽室町 （かさいぐんめむろちょう） 河西郡中札内村 （かさいぐんなかさつないむら） 河西郡更別村 （かさいぐんさらべつむら）	平成 28 年 8 月 30 日	平成 28 年台 風第 10 号に よる被害	お客さまセンター 0120-259-817 帯広支社 0155-23-4738

<p>           広尾郡大樹町            (ひろおぐんたいきちょう)            広尾郡広尾町            (ひろおぐんひろおちょう)            中川郡幕別町            (なかがわぐんまくべつちょう)            中川郡池田町            (なかがわぐんいけだちょう)            中川郡豊頃町            (なかがわぐんとよころちょう)            中川郡本別町            (なかがわぐんほんべつちょう)            足寄郡足寄町            (あしよろぐんあしよろちょう)            足寄郡陸別町            (あしよろぐんりくべつちょう)            十勝郡浦幌町            (とかちぐんうらほろちょう)         </p>			
<p> <b>【岩手県】</b>            盛岡市 (もりおかし)            宮古市 (みやこし)            久慈市 (くじし)            遠野市 (とおのし)            釜石市 (かまいしし)            上閉伊郡大槌町 (かみへいぐんお            おつちちょう)            下閉伊郡岩泉町 (しもへいぐんい            わいずみちょう)            下閉伊郡田野畑村 (しもへいぐん            たのはたむら)            下閉伊郡普代村 (しもへいぐんふ            だいむら)            九戸郡軽米町 (くのへぐんかるま            いまち)            九戸郡野田村 (くのへぐんのだむら)            二戸郡一戸町 (にのへぐんいちの            へまち)         </p>	<p>平成 28 年 8 月 30 日</p>	<p>平成 28 年台 風第 10 号に よる被害</p>	<p>           お客さまセンター            0120-259-817            盛岡支社            019-623-5345         </p>

以 上